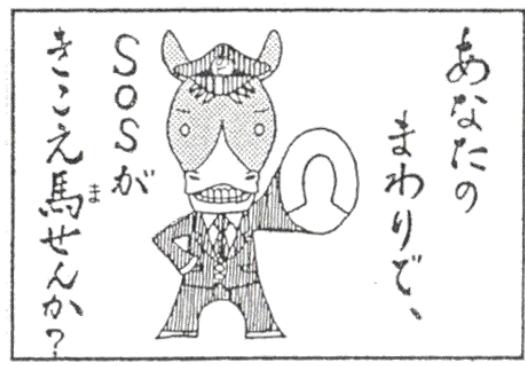
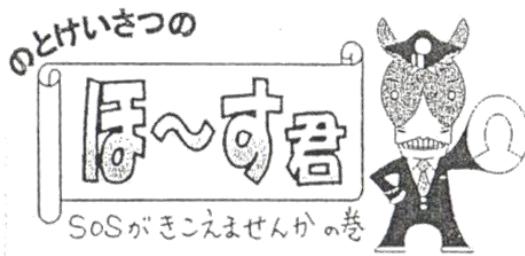




「IP 防犯ネット」情報 Vol.31



平成 23 年 11 月 28 日
石川県警察本部
生活安全企画課



* SOS をキャッチしたら、まずは相談を! (ほへす君: 能登警察署の広報キャラクター)

●児童虐待とは…

・こころの虐待 (心理的虐待)

「いらない子だ」「死ね」などの怒鳴り文句、脅し文句、冷たい態度。家族間の暴力行為を見せることも虐待です。

・からだへの虐待 (身体的虐待)

殴る、蹴る。戸外に閉め出すことも虐待です。

・性に関する虐待 (性的虐待)

性的いたずら、性器を見る。性に関する映像を見せることも虐待です。

・極度の無関心 (ネグレクト)

食事を与えない、病院に連れて行かない、学校に行かせない。車内に放置することも虐待です。

●子どもの体にアザがある、親の怒鳴り声と子どもの泣き声が聞こえる…

●ひょっとしたら児童虐待ではないかと思ったら…



児童相談所、市役所・町役場、民生委員・児童委員、警察まで通報してください。

※『児童虐待の防止等に関する法律』により

児童虐待を受けたと思われる児童を発見したものは、速やかにこれを市町村や児童相談所に通告しなければならない。となっています。

- ・通報者の秘密は守られます。
- ・違うかもしれないと思っても、通報してください。
(匿名でもできます)
- ・実際には虐待がなくても(間違いでも)、罪になりません。責任問題にもなりません。

《主な通報先 (24 時間対応)》

金沢市児童相談所(こども総合相談センター) 076-243-8348

県中央児童相談所 076-223-9553

七尾児童相談所 0767-53-0811



あなたの通報で、
守られる命があるかもしれません。